

撰関家周辺の記録作成と家記形成

今村友亮

はじめに

本稿は、撰関期から院政期にかけての日記（古記録）作成と相承について検討したものである。日本史学においては、一九九〇年代の齋木一馬氏^①や山中裕氏等^②を中心として日記（古記録）そのものを研究対象とした「古記録学」が体系化され、近年では個別の日記（古記録）の形態と成立過程を史料学的に分析した研究も行われている^③。また、松蘭齊氏の一連の研究は、藤原宗忠の『中右記』をはじめとした一一世紀末から一四世紀初頭にかけての史料に散見される「日記の家」という語をキーワードとして、貴族社会における父祖の日記を中心とした相伝・蓄積の歴史的意義の解明を試みた意欲的なものである^④。

さて、先述の齋木氏や山中氏等による研究成果に導かれつつ、貴族漢文私日記の発生から展開にかけての流れを概観すると、撰関をはじめとした藤原氏撰関家の公卿層の日記が数多く現代に伝わっていることがわかる。例として、平安時代中期の関白藤原忠平をはじめに、その子の実頼・師輔も日記を記したことで知られ、撰関期においては道長と実資が日記主として非常に著名であることがあげられる。このような事実は、日記の筆録・整理・保存といった行為そのものが政治的意義を有しており、撰関家周辺の日記作成の分析によってその政治的立場を解明することにつながる可能性を示すものである。

ところで、先述の松蘭氏の諸研究の中には撰関家の日記に言及した論考もある。この論文では、院政期の藤原師通から忠実、頼長、兼実といった藤原道長・頼通の嫡流（いわゆる御堂流）によって記された日記（古記録）を対象として、それぞれの日記の中における他の日記の引用回数を分析し、彼らが利用していたのは自身の父祖の日記が中心であったことを論じ、特に師通期、あるいは前代の師実期を画期に撰関家は父祖の日記を中核とした「家記」を形成して「日記の家」化が進行したという評価がなされている。そのうえで、その後撰関家の家記の大半を伝領した近衛家に対抗するように、兼実が詳細な日記（『玉葉』）の作成に心血を注いだ結果、新たな「日記の家」としての九条家が成立するといった内容であるが、この研究成果により、さきに述べた忠平や師輔、道長といった父祖の日記が撰関家御堂流内で継承・保持されていたことが理解されるのである。

その一方で松蘭氏の論考に課題や疑問がないわけではない。まず第一点目の問題として、主たる分析対象が院政期以降に集中しており、撰関期の日記（古記録）に対する議論が十分でないということがあげられる。松蘭氏の論文では、氏の「日記の家」論を前提とした立場により、さきに記したような日記における他の日記の引用という視点に主眼を置いた検討がなされているため、他記の利用例が少ない忠平・師輔・道長らの日記は当初より検討対象から除外されているのである。

る。^⑥松蘭氏の分析視角に一定の有効性は認められるものの、議論の起点となる師通（あるいはその前代の師実）の時点で所有されていた記録類がどのような経緯で獲得されたのか、言い換えればこの段階における撰関家の家記がどのようにして形成されたのかという点に対してはほとんど検討されていない。

第二点は、松蘭氏が分析対象とされた日記（古記録）のうち、『後二条師通記』（藤原師通）における父祖の日記の利用回数が極端に少ないことに対する疑問である。松蘭氏の分析によると、師通の次代の忠実の日記（『殿暦』）では高祖父道長や祖父師実の日記の利用比率が格段に高くなり、師通の段階とは大きく異なっているとされる。それにもかかわらず、なぜ師実や師通期における撰関家家記を忠実以降の状況に引きつけて評価するのか、積極的理由が見出せず、松蘭氏も十分な説明ができていないように思われるのである。このように考えると、一点目に指摘した問題と同様に、「日記の家」という概念を撰関家における家記形成に直接結びつけて論じるのは多少の無理があると判断され、そのような概念とは一旦切り離して検討する必要があるといえる。

第三点は、日記の「利用」の詳細に関する検討が不足しているという問題である。松蘭氏の論考では、ある日記においてその記主の父祖の日記がどれほどの比率で利用されていたかという量的な要素への関心に終始しているような印象を受ける。しかし、重要なのは利用されている日記がどのように入手され、どのような場合に使われているかという点なのではないだろうか。先例故実の引用対象として利用している日記類が、家記として実際に記主の手許で所有されているものとは限らないという点に留意する必要がある。

最後に第四点目の問題は、松蘭氏の論考では日記（古記録）の形態

があまり念頭に置かれていないことである。先述したように、近年の研究では日記の伝来過程における改変・編纂作業の存在が解明されつつある。撰関期古記録において最も著名といわれる『御堂関白記』（藤原道長）のように、記主による自筆原本がそのまま後代に継承されるというのはむしろ異例であり、多くの場合は記主によって書かれた日記は浄書・書写・集成・統合・抄出等といった様々な改変・編纂を経て伝来される。流通段階における日記（古記録）がどのような姿であったかを視野に撰関家の家記形成を再検討する必要がある。

以上のような課題・疑問を出発点として、まず本稿第一章では、撰関期までの日記（古記録）の実態を整理したうえで、『後二条師通記』にみえる師通の他の日記の利用について、それらの日記の形態や利用方法などに注意しながら再検討する。第二章では、前章での検討の結果、師通期にその日記が撰関家家記のような存在として所持・利用されていたことが明らかになる師輔と行成の日記について、その形態の変化と「記録」としての位置づけを考察する。第三章は、ここまでに行ってきた検討を踏まえたうえで、撰関家家記形成の動向とその位置づけ・意義に関して検討するものである。

本稿ではここまで、歴史史料としてのいわゆる古記録を指すものとして日記の名称を用いてきた。日記という語は一般に、ある者から他者に対してその意志を伝達するために記された文書として用いられることが多いが、その一方で米田雄介氏が指摘するように、歴史上では「事発日記」や「勘問日記」などといった調査・訊問記や、「下行日記」^⑪などといった目録・帳簿を指すものとして使用される場合もあり、さらには敢えて例を挙げるまでもないが、仮名文学に対しても日記の語が用いられる場合がある。しかし本稿では、さきに述べたように、いわゆる古記録に分類される史料の多くが「記主による筆録段

「階」と「筆録後に保存・継承のため形態が整理される段階」という二つの段階を経て形成されることを念頭に置くべきという問題意識に基づき、分析における概念として特に前者を指す場合は鉤括弧付の「日記」、特に後者を指す場合は鉤括弧付の「記録」の語を使用し、両者を包括的に説明する必要がある場合は単に日記や（古）記録と呼称する。

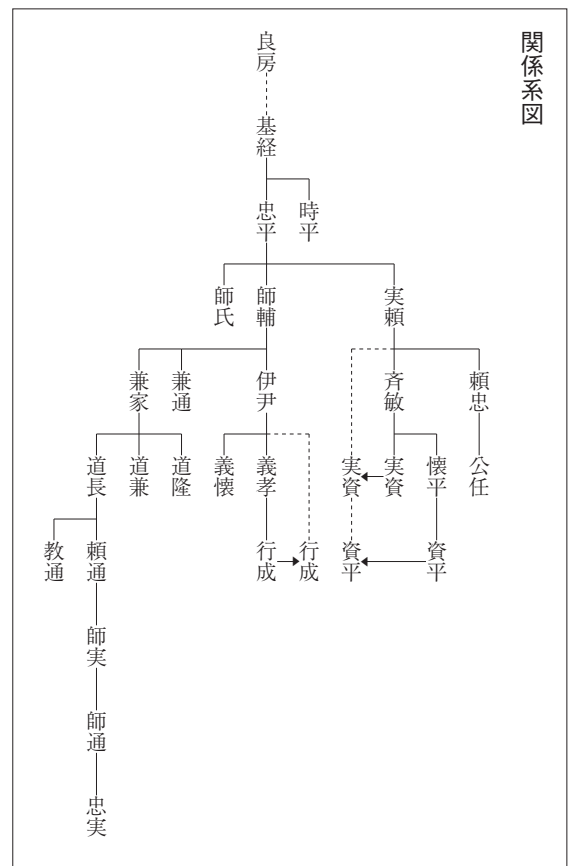
第一章 摂関家における日記の様相

第一節 摂関を記主とする日記の存在形態と性格

藤原氏摂関家における日記（古記録）の作成と相承という問題を考察する前提として、まずは現在確認される摂関家の日記（古記録）の存在形態を概観しておきたい。個人の日記は九世紀末にあらわれる宇多天皇や醍醐天皇、本康親王（仁明天皇皇子）によるものが初期の例であり、これら私日記の出現は国史作成事業の衰微に連動するものであるとする指摘や、宇多天皇親政期における宮廷行事の整備と朝儀の精緻化と結びつけた評価がなされている¹⁵。摂関家においては藤原忠平（八八〇～九四九）の日記から始まり、以降忠平の長子の実頼（九〇〇～九七〇）、次子の師輔（九〇九～九六〇）、師輔の孫の道長（九六六～一〇二八）、道長の子の頼通（九九二～一〇七四）と教通（九九六～一〇七五）、頼通の子の師実（一〇四二～一一〇二）が日記を記していたことが確認されている。

このうち、藤原忠平の日記は一般に『貞信公記』の呼称で知られており、『貞信公記抄』と題された鎌倉期の写本のほか、諸書に引用された逸文が残存している。現存の『貞信公記抄』は忠平による日記記

関係系図



事とは別に注記が多数付されており、その内容から、それらの注記は桃裕行氏らが指摘するように忠平長子の実頼が書き加えたものとみるのが妥当である¹⁷。一方で、この『貞信公記抄』はその史料名に「抄」とあることや、記事が比較的簡略であることから、全てが抄出本であると理解されることが多いが、現存の『貞信公記抄』は忠平が藤氏長者となった延喜十年（九一〇）記以降の記事が非常に充実しており、さらにそれ以降の記事において本来具注暦¹⁹に付されている暦注が注記として多数引かれるようになることから、延喜十年記以降は実頼が元来別個に存在した具注暦記と別記を集成したものと考えるべきであろう。

藤原師輔の日記は『九暦』等の名称で知られ、近世に成立した写本の『九暦抄』²¹、部類形式の古写本である『九条殿記』²²、父忠平の教命を記録した『九暦記（貞信公教命）』²³、天慶四年（九四一）七・八月の『九暦断簡』²⁴という形態のほか、逸文が残っている。山中裕氏の分析により、師輔日記の本記（「原九暦」）と別記としての部類記（「九条

『殿記』の底本)が別個に存在し、「原九曆」と部類記を集成・統合したものが『九曆抄』の底本であるという指摘がなされているが、実際に『九条殿記』の記述をもとに字句を整え情報を書き加えたような記事がみられることから、これは従うべき見解であると考え²⁷⁾。一方で、山中氏は『九曆抄』・『九条殿記』ともに師輔自身による作成と推測しているが、『九曆抄』では師輔の子息である伊尹の名を「伊」、「伊」として表記を慎み、兼家を「大入道殿」と呼称していること、『九曆抄』・『九条殿記』の記事の下限がともに師輔死没の直前であることから、その作成はおそらくは師輔の子孫によるものとみてよいと思われる。また、『九曆断簡』から具注曆記の形態を見出すことができる²⁸⁾ことから、師輔の日記についても具注曆記と別記として存在したもののうちに「記録」として集積したものとみることができるのである。

藤原道長の日記は、具注曆記の形態を残した『御堂関白記』³⁰⁾として知られている。道長の日記はそれまでの忠平や師輔のそれとは異なり、まとまった別記の存在を示す痕跡がみえず、自筆本と古写本の内容的な相違も小さいことから、基本的には筆録段階の「日記」の状態のまま後代に伝えられたことが推測される³¹⁾。また注目すべきなのは、『御堂関白記』寛弘七年(一〇一〇)上巻に「件記等非^レ可^レ披露^一、早可^レ破却^一者也」と書き込まれている点であり、記主である道長が自身の日記が「記録」として後代に伝えられることを望んでいなかったことが読み取れるのである。『御堂関白記』についてはその文体や筆録方法の特異性がすでに指摘されているが、その存在形態についても前代と大きく異なることがわかる。

一方で藤原実頼(『清慎公記』)、頼通(『宇治殿御記』)、教通(『二東記』)、師実(『京極関白記』)の日記はほぼ散逸状態にあり、諸書に引用される逸文以外でその形態をうかがうことは困難である³³⁾。このう

ち、実頼の日記は記主の子孫である藤原氏小野宮流に継承され、一一世紀初頭から一二世紀半ばにかけて破断・分散を繰り返した末に原型を失ったと推測される。対して頼通や教通、師実の日記は逸文が極端に少なく、写本すら伝わらないことから、その散逸は記主の擲筆後比較的早い段階であつたと考えられる。このような様相は、道長の日記にみえるような「記録」としての保存・継承に消極的な姿勢との関連が想像されるのである。

これらのことから、撰関を記主とする日記のうち、忠平や師輔のものは「記録」として整理されたうえで保存・継承が行われたのに対し、道長・師実のものは筆録段階の「日記」の状態のまま留められており、後年への伝存の意識が希薄であつたことがうかがえるのである。

第二節 師実・師通期の撰関家記録類

師実の子・藤原師通(一〇六二―一〇九九)の日記(『後二条師通記』)は、撰関を記主とする一定の分量が伝わる日記としては『御堂関白記』に続くものである。寛治七年(一〇九三)二月二十二条自筆別記、古写本、転写本、近世成立の新写本(予楽院本)³⁴⁾が伝わっており、現存『後二条師通記』の形成過程について検討を行った中丸貴史氏の研究によると、古写本と一部転写本において重複する時期に二系統の本文が存在しており、このうち永保三年(一〇八三)記から応徳二年(一〇八五)記までは日々書き継がれた記事(具注曆記)とそれを後になつて加筆修正した記事という関係にあり、寛治五年(一〇九一)記については具注曆記と別記という関係にあること、さらに応徳三年(一〇八六)記以降については後の編集・整理を企図した状態のもので

〈表Ⅰ〉『後二条師通記』における藤原師通による他日記の利用

記主	年月日			事項	利用分類	備考
藤原師輔	寛治3	1089	2・17	—	下給（師実から）	「九条記歟」
	寛治4	1090	11・12	—	借用・書写	「九条殿御日記」
	寛治5	1091	別記1・6	叙位儀	先例引勘	「九条殿御記」
			別記2・9	仁王会定	先例引勘	「九条殿御記」
			別記6・4	降誕	下給（師実から）	「記〈九条殿〉」「降誕記一卷」
	寛治6	1092	9・1	御燈	先例引勘	「九条御記〈天慶三年也〉」
			9・2	—	下給（師実から）	「九条殿御曆記」「本書・新書」
			10・7	陰陽変異御卜	先例引勘	「九条殿御記」
			10・14	—	閲覧	「九条殿御日記」
	寛治7	1093	1・5	叙位儀	先例引勘	「九条殿記見也」
			1・7	白馬節会	先例引勘	「見九条殿記」
			4・8	灌仏	先例引勘（後日）	「可尋九条記」
	永長元	1096	1・16	踏歌節会	先例引勘	「見九条殿御記」
藤原道長	寛治4	1090	6・29	摂政笠置詣	先例引勘	「見入道殿御記」
			7・14	摂政金峯山詣	下給（師実から）	「入道殿金峯山御参詣御日記」
			8・13	摂政金峯山詣	先例引勘	「入道殿御日記」「御堂御記」「寛弘四年閏五月十七日」
藤原行成	寛治4	1090	11・5	—	下給（師実から）	「長和二年冬日記〈件日記権大納言曆記歟〉」
	寛治5	1091	別記1・5	正月節会？	下給（師実から）	「寛治（仁の誤カ）元年記〈（権脱カ）大納言〉」「権大納言記文」
			本記7・23	賭弓	先例引勘	「長和二年三月十四日権大納言見於日次記」
			別記12・13	請印	先例引勘	「開見権大納言記」「寛仁四年六月五日次第云」
			別記12・19	—	閲覧	「権大納言曆記」
	寛治6	1092	1・2	関白第臨時客	先例引勘	「（頭書）件事見権記、叶先例」
			3・19	季御読経	先例引勘	「権大納言長保元年記」
			10・29	大般若訓経転読	先例引勘	「見権大納言記」
	寛治7	1093	4・4	—	献上（師実へ）	「万寿三年記〈権記也〉」
			4・20	吉田祭（和歌贈答）	先例引勘	「長和元年権日記」
	永長元	1096	1・8	叙位儀（参御堂）	先例引勘	「治安元年正月六日」「見権大納言日記」
			3・7	仁王会	先例引勘	「見於権大納言日記」
源俊房	寛治6	1092	2・4	祈年祭	先例引勘	「故右府記」
	寛治7	1093	3・23	灌仏	送付（源俊房から）	「故右府記」
	永長元	1096	12・9	興福寺奉幣	先例引勘	「故右府記」
醍醐天皇	寛治6	1092	3・19	季御読経	先例引勘	「延喜御記」
			9・13	—	下給（師実から）	「延喜御記」
村上天皇	寛治3	1089	6・19	犬死穢	先例引勘（後日）	「天曆御記尋可見」
	寛治6	1092	7・4	—	所在の確認	「村上御記天徳二・三年記」
	永長元	1096	7・7	乞巧奠	先例引勘	「村上御記」
			10・5	八幡行幸神事	先例引勘	「見於村上御記」
（二代御記）	寛治7	1093	2・8	—	送付（源経信から）	「二代御記抄第二帳〈十卷〉」

* 「年月日」はいずれも『後二条師通記』の年次に基づく。

あったと考察している。このことから、師通の日記には『貞信公記』や『九曆』と同様に、「日記」をもとにした「記録」を作成したという痕跡が看取できるといえるのである。また注目すべきなのは、こういった作業が後人ではなく、(その急逝により中断したとはいえ)記主である師通自身によって行われていたことである。

本稿の論点である撰関家の家記形成という問題を考えるとき、その父や祖父の時期にはみられなかった「記録」の作成を再開させた師通が、どのような日記・記録類を保持・使用したのかを考察するのは最も有効な手段の一つである。実際に、『後二条師通記』における他の日記の利用状況については、前述の松蘭氏のほか中丸氏による分析・考察³⁶も行われているが、他の日記の具体的な「利用」「保有」のレベルに踏み込んだ議論にはいずれも至っていない。そこで本稿では、『後二条師通記』にみえる他の日記の「利用」「保有」について詳しく考察していきたい。

〈表I〉は『後二条師通記』における主要な日記の利用状況を示すものである。以下、各日記の利用状況について概観してみる。

① 藤原師輔日記(『九曆』)

『後二条師通記』においては二番目に利用回数が多い。管見の限りでは、寛治三年(一〇八九)二月十七日に源盛長(師実の家司)を通じて「九条記」と思われる二巻の日記を師実から下給されたという記事が初例であり、以後先例引勘のためしばしば師輔の日記を参照していたことがわかる。

② 藤原道長日記(『御堂関白記』)

利用例は寛治四年(一〇九〇)の三例のみ。寛治四年七月十四日に「入道殿金峯山御参詣御日記」を師実から下給され、それと恐らく同

一の部分から同年八月十三日に寛弘四年(一〇〇七)閏五月十七日の道長金峯山詣の例を引用している。これらの利用状況から推測できるのは、師通が道長の日記を用いるのは、もっぱら「撰関としての先例」を求める場合であつたということである。また、中丸氏の研究では、師通は頼通期の例を頼通の日記ではなく「仰事」、すなわち口伝に典拠を求めていることが指摘されているが、道長の例についても、その日記の記事以上に「入道殿」(道長)の言説を頻繁に引用する傾向がみられる。

③ 藤原行成日記(『権記』)

道長と同時期に活動した権大納言藤原行成(九七二―一〇二八)の日記である。『後二条師通記』における利用回数は最も多い。師通は、行成の日記についても寛治四年(一〇九〇)十一月五日以来複数回師実からの下給を受けており、確認できた限りでも長保元年(九九九)記から万寿三年(一〇二六)記までの利用がみられることから、撰関家内において行成の日記が大部にわたって所持されていた可能性が高いといえる。

④ 源師房日記(『土右記』)

頼通の女婿で村上源氏の祖である源師房(一〇〇八―一〇七七)の日記も師通が先例引勘に利用していたと考えられる。ただし『後二条師通記』寛治七年(一〇九三)三月廿三日条によると、師通は師房の子息である左大臣源俊房から師房の日記を借りていることがわかる。師房はこれまでの研究において御堂流撰関家と一体化した立場にあつたという評価がなされてきたが、後年の史料においても師房の日記は俊房のもとに所蔵されていたことが示唆されていることから、師房の日記はあくまでも村上源氏内で相伝されたと考えるべきであろう。

⑤ 醍醐天皇御記(『延喜御記』・村上天皇御記(『天曆御記』)

いずれも利用は数例のみである。醍醐天皇（八八五～九三〇）の『延喜御記』については寛治六年（一〇九二）九月十三日に師実からの下給を受けている。一方、村上天皇（九二六～九六七）の『天曆御記』について、師通は寛治六年（一〇九二）七月四日に民部卿源経信にその所在を尋ねており、師実や師通はまとまった分量で所持していなかった可能性がある。そもそも両御記については一〇世紀末の段階で殿上の御厨子に収蔵され閲覧可能な状態にあり、すでにこの時点で多数の欠巻があったことから、師通の時代にはすでに公家社会内で広く流布しており、著しく散逸していたことが考えられる。

以上の分析によって、いくつかの事実を導くことができる。まず、師実・師通父子が一定の規模で保有していた日記・記録類は、師輔日記、道長日記、行成日記に限られているという点である。加えて、彼らが先例引勘の主要な典拠として使用していたのはこのうち師輔と行成の日記であり、道長日記の利用はごく一部の例に限られるという点が明らかにされる。師通は寛治三年（一〇八九）から同六年（一〇九二）にかけて師実から各日記の下給を受けているという点も興味深い。師通は寛治八年（一〇九四）三月に師実から関白・藤氏長者の地位を受け継いでおり、記録類の相伝には摂関や氏長者の地位の所在が関係していた可能性を指摘することができる。

このように、師実や師通にとつて直接の父祖にあたらない行成や、父祖であるとはいえ彼らにとつては世代が大きく離れた師輔の日記を彼らが所持し、道長や頼通のそれよりも積極的に使用しているという事実から考えると、松蘭氏による、師実・師通期に父祖の日記を中核として集積され、それらが家記として形成されるという指摘が十分に的を射ているとはいえないのではないだろうか。換言すると、師通に

よる記録利用には、後述するような『権記』における浩瀚な記述や故実、さらには能書家としての行成の筆跡などといった記載内容こそが、直接的な血縁関係や血統以上に重要な意味を持っていたと考えられるのである。

小括

本章における論旨を整理する。摂関を記主とする日記の存在形態を確認すると、忠平の『貞信公記』や師輔の『九曆』は記主による筆録段階の「日記」をもとに「記録」として集成がなされ、後代への相伝が行われていた。その一方で、道長の『御堂関白記』や頼通・教通・師実の日記は「記録」としての編纂・整理が行われず、後年の規範として保存されることが企図されていなかったと考えられる。

次代の師通の『後二条師通記』は「記録」の作成が記主自身の手によって実施されたとみられる点で画期的な日記といえるが、師通は日記作成の際、「日記」として留められていた道長・師実の記録類をほとんど利用しておらず、『九曆』や藤原行成の日記（『権記』）を広く典拠として用いていたことが判明する。特に、師通が実際に所持し利用していた日記（古記録）の中で最も頻繁に用いていたのは、直接の父祖でない藤原行成の日記であったというのは注目すべき事実であり、次いで遠祖にあたる師輔の日記を道長や頼通、師実の日記よりも多く用いていたことも看過できない。一方で頼通や師実の日記を師通が直接所持していたという事実は史料上からはうかがえず、道長の例についても多くは口伝による引用であることが理解されるのである。

ここで注目しておきたいのが、師通がよく利用していた日記の記主が行成と師輔であるという点である。師輔には多くの子女があり、こ

のうち嫡男である伊尹の孫が行成であるが、行成は伊尹の養子となっている。伊尹の男子はいずれも早世あるいは出家しており、すなわち行成は系譜の上では事実上師輔―伊尹の嫡流にあたるのである。このことから、撰関家における師輔日記の伝領という点に関しても、行成の存在が介在している可能性が指摘されるのである。そこで、撰関家日記形成に関する検討はひとまず置き、次章では、行成の「記録」作成に関わる活動について検討してみることにした。

第二章 藤原氏伊尹流における「記録」作成

第一節 『権記』にみる藤原行成の「記録」作成

藤原行成⁴¹は右少将義孝の子として天禄三年（九七二）に生まれ、祖父である摂政伊尹の養子となった。永観二年（九八四）に従五位下に叙爵し、侍従、左兵衛権佐、藏人頭、左中弁、右大弁、東三条院（藤原詮子）別当、敦康親王家別当を歴任し、長保三年（一〇〇一）二月に参議となった。その後、兵部卿、左大弁、皇太后宮権大夫、権中納言等を経て、寛仁四年（一〇二〇）に権大納言に昇進、万寿三年（一〇二六）に按察使を兼ねたが、万寿四年（一〇二七）十二月に逝去した。和様の書法を確立した能書家としても著名であり、三蹟の一に数えられる。

行成の「記録」作成に係る活動を考察すべく、まずは行成の日記『権記』を題材に検討を行う。現存の『権記』は行成が正五位下左兵衛権佐であった正暦二年（九九二）から、寛弘八年（一〇一一）まで残っているが、逸文も含めると死去する前年の万寿三年（一〇二六）まで日記が存在したことが知られている。自筆原本は伝わっており、

ず、最古の写本は鎌倉期成立の伏見宮本『行成卿記』（二十二卷⁴²）である。長徳年間までの巻の標紙題箋には「略記」と記されており、さらに寛弘年間の巻についても記事が非常に簡略であることから、伏見宮本は行成の日記の略本として理解されることが多い⁴³。

行成の日記の形態を考えるうえでの重要なポイントとしてあげられるのは、別記の存在である。〈表Ⅱ〉は現存の『権記』において本記以外の記について言及した箇所を整理したものである。これらの記事を確認してみると、長保・寛弘年間の記を中心として「在別記」「在別」と記された箇所が一定数存在しており、儀式次第の詳細や引用された文書などが別記として筆録されていた可能性が想定されるのである。より詳しくみてみると、例えば長徳四年（九九八）記には「列見・定考記（巻）」、寛弘八年（一〇一一）記には「着座記（巻）」などといったものの存在が言及され、本記とは別に内容別の別記や目録が存在したことを示す徴証となっている。

〈表Ⅱ〉にあげた記事の大半においては別記の存在が示されるのみであり、その内容を知ることとはできないが、一部例外がある。寛弘六年（一〇〇九）五月一日条は上野国勅旨馬牽に関する内容であるが、目録的な記事の後に「別記也」と注記したうえで長大で詳細な記事が記されている。寛弘七年（一〇一〇）六月四日条も同様に、目録的な記事と同内容の詳細な記事の間に「別記云」という文言を挟むという、特異な形態がみえる。いずれについても日付（前者の場合は日付と干支）が重複して記されていることから、行成の日記の本記の記事と別記の記事をそれぞれ収録したものであると考えるのが妥当であろう。

『権記』寛弘七年七月十三・十四日条は、『西宮記』にも同日条逸文が引用されていることが知られる。これらは行成日記の同日の記事で

〈表Ⅱ〉『権記』にみえる藤原行成日記の別記

年月日		事項		形態	備考	引用
長徳4	998	2・11	列見	列見・定考記	「具見列見定考事巻中」	無
		9・26	復任除目	(別記)	日付重複記事・別記挿入カ	有カ
		9・27	定考	列見・定考記	「子細注列見考定記中」	無
		12・13	諸社御読経	別記	「仰書旨等在別、可注付」	無
長保元	999	11・14	源時方後家愁訴	別紙 (別記)・目録	「事旨注別紙」「事旨見目録」	無
長保2	1000	1・28	彰子立后宣命勘申	(別記)	別記挿入カ	無
		8・4	草昧勘文	目録・別記	「子細在目録并別記」	無
		9・13	貢馬解文 (道長宛)	別記	「解文別在」	無
長保3	1001	2・29	世尊寺供養勘文	別記	「勘文在別」	無
		9・14	東三条院法華御八講	別記	「記在別」	無
寛弘元	1004	3・7	所充文	別記	「定文在別」	無
		3・27	宇佐宮愁訴定	別紙 (別記)	「事旨在別紙」	無
		4・27	外記政	別記	「次第具見別記」	無
		4・28	宇佐宮司処分定	別記	「定旨在別」	無
		8・11	朝堂院御読経	別記	「子細在別」	無
寛弘2	1005	3・27	敦康親王御対面 脩子内親王御着裳	別記	「子細在別」	無
		6・10	御体御卜			
		10・10	大宰典代罪名勘文	別記	「子細有別記」	無
		11・13	敦康親王御書始	別記	「子細注別」	無
		11・15	大宰典代罪名名定	別記	「在別」	無
		12・15	大神宮奉献告文	別記	「子細在別」	無
寛弘3	1006	1・6	叙位入眼	別記	「子細在別」	無
		3・4	東三条院花宴	別記	「在別」	無
		7・3	外記政	目録・別記	「子細在目録」「次第在別記」	無
		8・11	定考	別記	「在別記」	無
寛弘4	1007	4・25	具平親王参内	別記	「有別記」	無
		9・9	重陽節会	別記	『重陽菊花宴記』に所載	無
		10・28	弓場始	次第 (別記)	「記在次第中」	無
		11・8	春日祭使出立	別記	「事記別」	無
寛弘5	1008	1・25	道長家大饗	大饗日記	「子細注付大饗日記之末」	無
		5・26	内親王薨奏	別記	「記在別」	無
寛弘6	1009	5・1	上野駒牽	別記	「別記也、…」	有
		8・5	釈奠	別記	「子細在別記」	無
		8・14	具平親王薨奏	別記	「子細注別」	無
		8・17	信濃駒牽	別記	「子細在別」	無
寛弘7	1010	6・4	相撲御覧	別紙 (別記)	「云別紙」	有
		7・14	相撲召仰	別記	『西宮記』に所載	無
		7・17	敦康親王御元服	別記	「在別記」	無
		7・27	相撲召合	別記	「昨今在別記」(7・27条)	無
		7・28	相撲御覧			
		8・2	釈奠内論義	内論義部	「子細在内論義部中」	無
		11・10	為平親王薨奏	別記	「子細在別記」	無
		12・10	御体御卜	別記	「在別記」	無
寛弘8	1011	2・2	着座	着座巻	「子細在着座巻」	無
		2・7	着座	着座巻	「子細在着座記奥」	無
		8・27	建礼門御幸	建礼門御幸記	「建礼門御幸記」別記挿入カ	有カ
		12・27	藤原超子皇太后追贈	(別記)	日付重複記事・別記挿入カ	有カ
長和2	1013	12・15	賀茂行幸	次第 (別記)	「子細見次第」(『後二条師通記』所載逸文)	無
治安2	1022	7・14	法成寺供養	式 (別記)	「次第具在式」(『諸寺供養類記』所載逸文)	無

*「年月日」はいずれも『権記』の年次に基づく。

ありながら、『西宮記』に引かれた記事の分量の方が圧倒的に多いことが確認される。前者には「具由在別記」と明記されており、内容的にも前者は後者の単なる抄略とも考えられず、前者は行成の日記の本記、後者は別記を起源とするものとみてよいと思われる。このほか、『重陽菊花宴記』に『権記』の同日条よりも長大な逸文が引かれた寛弘四年（一〇〇七）九月九日条も同様の例として挙げることができ。

長徳四年（九九八）九月廿六日条と寛弘八年（一〇二一）十二月廿七日条は、さきにあげた例と同様に、同日に同内容の二つの記事が所見されるものである。これらは「別記」などと明記はされないが、特に前者については重複記事の分量に大きな差があり、先に記された短い記事が本記、後の長大な記事が別記に由来するものと考えられる。その一方で後者は分量も内容もほぼ同一でありながら、字句が大幅に異なる重複記事となっている。こういった場合の重複記事はどのような関係といえるのだろうか。

『権記』長保二年（一〇〇〇）正月廿八日条は、『立后雑事抄』にも同日条の逸文が収められている。それぞれの記事内容を実際に確認してみよう。

A 廿八日、丙午、早旦参内、此日藏人頭正光朝臣奉_レ勅、詣_二女御々曹司_一、伝_二之左大臣_一、立后宣命日可_レ令_二擇申_一之由、先日内々以_二此気色_一、可_レ告_二大臣_一之由、蒙_二勅命_一、然而申_下自_レ院被_二伝仰_一可_レ有_二便宜_一之由、上諾_レ之、大臣予内依_レ院仰_レ所_レ被_レ承_レ也、今日依_二吉日_一、露所_レ也、此事去冬之末、太后崩給以来、度々催_二奏其旨_一、当时所_レ坐藤氏皇后、東三条院・皇后宮・中宮、皆依_二出家_一、無_レ勤_二氏祀_一、職納之物、可_レ充_二神事_一、已有_二其数_一、然而入道之後、不_レ勤_二其事_一、雖_レ帶_二后位_一、雖_レ有_二納物_一、如_二戸禄素食臣_一、徒資_二私用_一、

B

空費_二公物_一、論_二之朝政_一、未_レ有_二何益_一、度々依_レ怪、所司卜_二申神事違例之由_一、疑慮所_レ至、恐在_二如此之漸歟、永祚中有_二四后_一、是漢哀乱代之例也、初立之議（儀）、雖_レ有_二謗毀例_一、致_二爰出_一准拠、無_レ難歟、況當時所_レ在_二后也、今加_二其一_一令_二勤_一神事、有何事_一哉、我朝神国也、以_二神事_一可_レ為_二先_一、中宮雖_レ為_二正妃_一、已被_二出家入道_一、隨_レ不_レ勤_二神事_一、依_レ有_二殊私之恩_一、無_レ止_二職号_一、全納_二封戸_一也、重立_レ妃為_二后_一、令_レ掌_二氏祭_一可_レ宜歟、又大原野祭尋_二其濫觴_一、在下_二於后宮_一之所_レ也、而當時二后共無_レ所_レ勤、左大臣依_二氏長者_一、独勤_二其祭_一、雖_レ不_レ致_二闕怠_一、恐非_二神明之本意_一歟、是亦可_レ謂_二神事之違例_一、小臣以_二藤氏末葉_一、為_二氏祭_一所_レ申也、於_二其可否_一只在_二聖擇_一、此間所_レ奏雖_レ多、不_レ能_レ悉_二詳之_一、主上・大臣□（具_カ）所_レ察也、大臣奉_二勅命_一之後、以_二女装束一襲_一被_二勅使_一、大臣參_二進御所_一、令_レ奏_二慶由_一、拜舞、大藏卿正光朝臣伝_レ之、亦參_二院上御廬_一啓_レ慶、再拜、予伝_レ啓_二予以_二立后旧記_一奉_レ之、依_二先日命_一、（後略）₄₄

権記長保二年正月廿八日、丙午、早旦参内、此日大藏卿正光朝臣藏人頭奉_二勅命_一、詣_二女御々曹司_一、伝_二申_一於_二丞相_一、立后宣命日可_レ令_二擇申_一之由、先日内々以_二此気色_一、可_レ告_二大臣_一之由、蒙_二勅命_一、然而申_下自_レ院被_二伝仰_一可_レ有_二便宜_一之由、先々伝_二事人_一、或_レ此大事、事定之後無_二相誤之事_一、未_レ定之間、若有_二相違_一之時、非_二唯當時喧嘩_一、必招_二後代譏謗_一、仍為_二本其雜所_一申也、上卿諾_レ之、先是大臣予密々依_二院仰_一所_レ差給、今日依_二吉日_一、有_二此勅命_一也、此事去年冬之末、太后_{（崩）}崩給以来、度々催_二奏其旨_一、当时所_レ坐藤氏后、東三条院・皇后宮・中宮、皆依_二出家_一、無_レ勤_二氏祀_一、職納之物、可_レ忌_二神事_一也、有_二其数_一、然而入道以後、不_レ勤_二其事_一、雖_レ帶_二后号_一、雖_レ有_二納物_一、徒費_二私用_一、空費_二公物_一、無_レ勤_二神事_一、論_二之朝政_一、未_レ有_二何益_一、度々依_レ怪、所

司卜「申神事違例之由」、疑慮所_レ至、其崇如_レ此歟、永祚中有_二三四后_一、是漢哀亂代之例也、其后皆被_レ貶廢退、居_二別宮_一、事不吉其所_レ知、模_二如_レ此可_レ避、抑初立之儀、雖有_二謗毀_一、致_二爰出_二准拠_一、無_レ難者歟、況當時所_レ在二后、今加_二其一_一令_二勤_二神事_一、有何事_二哉、我朝神国也、以_二神事_一可_レ為_レ先、中宮雖_レ為_二正妃_一、已被_二出家人道_一、不_レ勤_二神事_一、依_レ有_二殊私之恩_一、無_レ停_二職号_一、全納_二封戸_一也、重立_二妃_一為_レ后、令_二掌_二氏祭_一神明若享_二議答_一歟、大原野祭尋_二其濫觴_一、出_二自_二后宮_一之析清_二云々、而當時二后共無_レ所_レ勤、左大臣依_二氏長者_一、独勤_二行其祀_一、雖_二事不_レ致_二闕怠_一、之非_二神明之本意_一歟、是亦可_レ謂_二神事之違例_一、其以_レ為_二氏知諸氏祭_一之事、具知_二給其案内_一所申也、於_二其可否_一只在_二聖擇_一、此間所_レ奏雖多、不_レ能_二悉詳_一、主上・大臣具所_レ知食_一也、于時大臣奏_二傳勅_一之後、以_二女裝束_一被_二之勅使_一、此間有_二脱文_一、參_二御前_一復命、大臣參_二御所_一、令_二大藏卿奏_レ慶、亦參_二院御方_一以予令啓慶由、大臣退出、⁴⁵⁾

引用史料中に傍線で示した通り、これらは同日条でありながら各所に字句の異同があり、その一方で共通する表現も多数みられることから、源を同じくする記事とみて間違いはないだろう。両者の文を対比してみると、Bの中で重複してあらわれる「無_レ勤_二神事_一」などといった説明や長大な割注などがAではやや省略されていたり、逆に接続詞が追加されていたりするなど、Aの方が文章として整理されている印象を受ける。また、Bではそれぞれ「女裝束」、「院御方」とされている箇所が、Aでは「女裝束一襲」、「院上御廬」のようにより詳しい表現となっていることから考察すると、Bは筆録段階における別記の記事、Aは行成の「日記」が「記録」として整理される際に、別記をもとにしておそらくは本記にあった表現も踏まえつつ大意はそのま

まに書き改められた記事を由来とするものとみるべきではないか。Bが収録されている『立后雜事抄』はあくまでも近世の写本⁴⁶⁾であり、文中に「此間有_二脱文_一」と注記がなされていることから、行成が筆録した文章そのものであると考えるのは拙速であるが、少なくとも筆録段階の「日記」のうちの別記の姿を一部復元できる可能性がある史料といえるのではないだろうか。

これらのことから、行成の日記の原態として本記（おそらくは具注暦記と思われる）と日次記形式の別記の存在が想定され、現存の『権記』についても『貞信公記』や『九暦』と同様に本記と別記を組み合わせて一部修正がなされたものであると考えることができるのである。

行成に関連する文書としては、『権記』の他に、それぞれ『新撰年中行事』、『行成大納言年中行事』と題される二種の年中行事書が現在に伝わっている。『新撰年中行事』⁴⁷⁾は年間の恒例行事について諸史料を典拠に解説したもので、諸書に「行成（卿）抄」、「拾遺年中行事」等の名で引用されている。『行成大納言年中行事』⁴⁸⁾は『新撰年中行事』と同様に行成の作として伝わる年中行事書であり、春（一月～三月）の記が失われているものの、標目的な『新撰年中行事』に対して、一部の行事について詳細な儀式次第が記述されているという特徴が看取できる。つまり、これらは行事書でありながら本記と別記のような関係を有しているといえる。このことから、『行成大納言年中行事』に立項されたものは、行成による故実研究の対象として特に関心が寄せられた行事と考えられるのであるが、その項目は次のようなものである。

（一月～三月闕）

四月…擬階奏事 □（八）日御灌仏事（灌仏道事・導師祿事） 賀茂祭

事 郡司読奏藏人式部丞事

五月…早菰事 御馬走奏事 昌蒲及薬玉事 賑給施米事

六月…朔日内膳司供忌火御飯事 御体御卜事 十一日神今食事 晦日
節折事

七月…七日乞巧奠事（※項目のみ） 十五日御笄事 廿七日相撲事

八月…釈奠内論義事 駒牽事（信濃御馬事・上野御馬事）

九月…九日重陽宴事 伊勢奉幣事

十月…朔日更衣事 豕餅事 射場始事（懸物射分等事・腋御前事・中科
者事・勝方事） 初雪見参事

十一月…五節事 大哥垣下事

十二月…御仏名事 荷前事 御髪上事 晦日追儺事

右に傍線で示した項目は、行成の別記に由来すると思われる記事の内容と共通するものである。〈表Ⅱ〉と照らし合わせてみると、現存の『権記』から復元される別記と共通する項目が多く、相互の連関の可能性が想定される。一例として『行成大納言年中行事』の駒牽の項目と、行成が上卿を務めた寛弘六年五月の上野勅旨駒牽について詳述している前述の寛弘六年五月一日条の「別記」部分とを見比べてみると、牽分の使は藏人が務めるということや、信濃の御馬下給の日に不参加であった公卿以下に下給すること、また馬寮の頭・助がそろわない場合は近衛次将が馬を取るという「近例」などが『行成大納言年中行事』に反映されていることがわかる。このことから、挿入された別記の事項は、年中行事書編纂の史料として用いられた可能性を指摘できるのではないだろうか。

西本昌弘氏の分析により、『新撰年中行事』には長和六年（二〇一七）の例に対する言及がある一方で、寛弘九年／長和元年（二〇一二）以降の行事の記述に多くの漏れがあることから、大枠は寛弘八年（二

〇一二）に成立し、寛仁年間（二〇一七～二〇二二）の早い時期に追記が行われたものであり、『行成大納言年中行事』についても同時期の編纂であるという見解が示されている。⁴⁹ 一方行成の日記はさきに確認した通り、まとまった日記（伏見宮本『行成卿記』）としては寛弘八年の末をもって終了しており、以後は逸文として残るのみであるため、行成作成の年中行事と類似した状況である。この寛弘八年は、行成が長徳元年（九九五）に藏人頭に補任されて以来、側近として長らく仕えてきた一条天皇が病を理由に讓位して間もなく崩御し、次代の三条天皇が即位した年にあたる。このような事情から考えると、行成は一条天皇の讓位・崩御をひとつの契機と考え、新帝即位に際する故実調査の一環で、それまで筆録を続けてきた自身の「日記」を「記録」として整理し、併せて年中行事書の作成を行ったのではないだろうか。現存の『権記』では、一条天皇が讓位を決断した寛弘八年五月から同年十二月までの記事がとりわけ浩瀚な記録となっており、この期間の記事では別記等の存在を示す記述が一切みえなくなるのに対して、八月廿七日条や十二月廿七日条のように別記の挿入の痕跡を思わせる記事が出現することから、この部分は行成による「記録」化が実施されていると考えられる。

以上のようにみていくと、現存の『権記』では一部において本記と別記が総合され、その他においては本記の部分のみが伝わるといった複雑な形態がうかがえ、少々未完成な「記録」であるという印象を受ける。行成は自身の「記録」や行事書を完成させる意思を持っていたが、行成は権大納言としていまだ現役の公卿であった万寿四年（二〇二七）初頭の時期に突如体調を崩し、復調することなく同年末に倒れてそのまま急逝したため、文書類は十分に完成されない状態のまま後世に伝えられたのではないだろうか。以上はあくまでも仮説であり、

その是非を知る術を持たないが、あながち大きな誤りではないのではないかと考えられるのである。

第二節 藤原師輔日記の相伝と利用

『権記』寛弘八年（一〇一一）十二月廿六日条には次のような記事がある。

C 廿六日、乙丑、四条重相被_レ送_三書状_二云、（中略）但諒闇年、或説、公私皆不_レ拜、近則今年除日時、或拜或不_レ拜云々、仍尋_三旧例_一、清慎公、（中略）天曆八年加階、奏_三慶由_一、次日參_三東宮_一啓_レ慶、又參_三北宮_一令_レ申_レ慶由、但不_レ拜云々、今案、於_レ内者依_レ無_レ疑、不_レ被_レ記_三左右_一、東宮依_レ有_レ拜、北宮、但不_レ拜と侍歟、如何、九条御記若有_レ所_レ見歟、抑至_三于此事_一、雖_レ不_レ拜侍_レ南哉、將猶可_レ拜歟、賜_レ息者耳云々、報云、諒闇之年、除_三内裏_一之外可_レ有_レ拜歟、天慶八年九条殿記正月二日、依_レ雨無_三東宮拜礼_一、三日有_三東宮拜礼_一、但傳大臣不_レ預_レ拜退出、若依_三諒闇歟云々、傳大臣直退出之由、是被_レ疑也、彼年有_三東宮拜礼_一、爰知、内裏之外可_レ拜也、加之彼年正月二日參_三相府_一之人、依_レ雪地湿不_レ拜之由被_レ注、在_三諒闇不_レ可_レ拜、只可_レ注_三其由_一也、（後略）⁵⁰

ここには、諒闇の年の拜礼の有無について藤原公任（「四条重相」）から問われた行成が、先例に従い内裏以外では拜を行うべきだという所見を示して回答したことが記されている。ここで注目されるのは、公任が自身の祖父である藤原実頼（「清慎公」）の天曆八年（九五四）の例を挙げた上で「九条御記」の内容を問い、行成は「九条殿記」天慶八年（九四五）正月二日の記事を典拠として見解を示しているという

点である。このことから、行成は「九条殿」、すなわち師輔の日記の所有者として認識されていたことがわかる。

それでは、行成はいかなる経緯で師輔の日記を相承したのであろうか。検討の糸口として、まずは『権記』の以下の記事を挙げてみたい。

D 十六日、己丑、（中略）右大弁云、此事故小一条左大将・桃園納言被_レ參_三着南所_一日、依_三參議不_レ候_一有_三此儀_一、于時道方、為_三少納言_一候_レ座、申_三此由_一、其後納言被_レ示_三此事先例不_レ慥由_一、予示云、故中納言聊有_下被_三注置_一之事_上、如_三今日儀_一也、大弁諾、⁵¹

右の史料は、南所申文の儀において參議が不參である場合の次第について、先例を挙げた源道方（「右大弁」）に対して、「故中納言」が記し置くことによれば今日の儀の通りであると返答したことが記されている。「故中納言」というのは道方の発言における「桃園納言」、すなわち中納言源保光（九二四～九九五）の事を指していると推測される。行成は保光の記録類を所有していたのである。

行成は師輔の嫡流である伊尹の家系に生を受けたが、養父で祖父である伊尹は行成の生年に没し、実父の義孝も天延二年（九七四）に早世した。父を失った幼少の行成は、外祖父である保光の庇護のもとに養育されたことが知られている。この保光は醍醐天皇の皇孫にあたり、弁官を歴任し藏人頭や中納言を務めた人物である。

E 一日、甲寅、朔旦冬至、（中略）右大臣、經_三案北頭_一就_三西辺_一、更向_レ北、搢_レ笏、乍_三花足_一執_三表匣_一、昇_三東階_一、⁵²須就_三案東_一執_三表匣_一、先例不_レ加_三後日中納言保光卿_一云、九条曆記云、⁵³就_三案北頭_一、經_三案北_一授_三内侍_一歟、又天曆例跪授、⁵⁴執_三表匣_一者、（後略）

右に示した『小右記』の記事によると、保光が「九条暦記」を典拠として先例を示していることがわかる。この史料によって、保光が藤原氏伊尹流の庇護者として「九条暦記」、すなわち彼らの父祖である師輔の日記を保有していたことが明らかになるのである。

平安京一条北辺地域の宅地について検討を行った高橋康夫氏は、「桃園」と称される地域に師輔とその弟の師氏が居を構えており、同地にあった桃園殿は伊尹から義孝・行成の順に伝領されたという見解を示されている。しかし義孝の没後行成が成長するまでは後見の保光が「寄住」(『世尊寺縁起』⁵³)としており、一時的に保光の管理下にあったという。前述の『小右記』における記述と併せて考えると、師輔の日記についても同様の伝領経路が想定できるのではないだろうか。⁵⁴

『権記』寛弘八年(一〇二二)七月十一日・十二日条には、保光とその女(行成の母)の改葬に関する興味深い記事がみえる。行成の母と保光は長徳元年(九九五)に疫病によって相次いで死没し、保光の遺言によって二人の遺体は保光建立の松前寺玉殿に安置されていた。しかし十年以上経ったこの日、行成によって二人の亡骸は改めて水葬に付されたのである。栗原弘氏はこの史料から、行成は氏族の異なる外祖父とその女の改葬を主導して行ったと解釈されたが、一連の保光らの葬送に保光の実子(永光)の関与が一切みられないことから考えても、そのような評価は妥当なものといえるだろう。このような事実から想像すると、官としては振るわなかった保光の男系子孫に代わり、外孫としての縁を通じて保光の記録類を(一時的に保光の管理下にあった師輔の日記も含めて)行成が伝領したと考えることが可能なのではないか。Dの事例において行成が保光の記録類を所有している背景として、以上のような流れが考えられるのである。

このような経緯で相伝された師輔の日記を、行成はどのように利用

していたのだろうか。Cのように、朝儀に関する先例故実の典拠として用いた事例もあるが、行成の手によって「日記」から「記録」への改変が行われたことが考えられるのである。

F 二日丁卯、天陰、(中略)入夜在⁵⁵故大納言御許「九条殿御暦日記」
廿八卷、⁵⁶從⁵⁷承平元年⁵⁸至⁵⁹于⁶⁰天徳四年⁶¹云々、奉⁶²関白殿⁶³、是大納言自筆也、誠秘藏者也、⁶⁴

右に掲げたのは、行成の没後にその女婿である源経頼が師輔の日記を頼通(関白殿)に奉ったという内容の史料である。記録類の譲受に関する詳細な検討は次章第一節に譲るが、ここで注目しておきたいのは、承平元年(九三二)から天徳四年(九六〇)までの行成(「大納言」の筆による「九条殿御暦日記」が二十八卷とされているという点である。このことから、行成が所有していた一年二巻の師輔の「日記」⁶⁵が行成によっておよそ一年一巻の「記録」として整理されたことが明確となるのである。

小括

本章では、藤原行成の日記『権記』を主たる材料として、藤原氏伊尹流の「記録」作成について考察してきた。藤原師輔の「日記」は記主の没後、おそらく師輔嫡男の伊尹、その子の義孝に伝えられ、義孝の死後はその子の行成が成長するまでその後見を務めた源保光が管理を行った。保光の死後は保光自身の記録類とともに行成が継承したものと考えられる。行成は師輔の「日記」を故実典拠として利用しつつその整理を進め、同時に自身でも日々書き続けてきた「日記」の本記と別記を集成しながら年中行事書の作成も行っていた。その事業は彼が突如病に斃れたこともあり完全に成し遂げられたとは考え難いもの

の、少なくとも行成は藤原氏伊尹流記録類の継承者として、伊尹流の「記録」作成活動を行っていたと評価することができるのである。

ここで気になるのが、このようにして行成によって形成された伊尹流の「記録」が、いかなる経緯によって院政期までに師実や師通の所有するところとなったのかという点である。そこで次章では、藤原氏御堂流と日記・記録類との関わりを示す史料に基づいた考察を行い、撰関家の所有する家記の形成構造とその意義について検討してみたい。

第三章 撰関家記録類の形成構造

第一節 伊尹流記録類の伝領

前章における検討のなかで、源経頼が藤原行成の死後に行成所有の師輔の「記録」を藤原頼通に奉上了たという史料を確認した。このような経頼の行動はどのように評価すべきであろうか。

『権記』寛弘六年（一〇〇九）三月一日条には、当時権中納言であった行成が、左大臣道長に師輔の日記十二巻を書写して奉上し、「西宮文（西宮記）二巻」を借用したという記事がみえる。このとき行成が作成した写本の底本が師輔の「日記」原本であったのか、行成が整理した「記録」であったのかは判然としないが、撰関家御堂流への師輔日記奉上行成も行っていたことが理解されるのである⁶⁰。また、ここで譲受の対象となったのが師輔日記原本ではなく写本である点も重要であり、これは道長が求めているものが日記そのものよりも、むしろその記載内容であったことを示すものである。

道長の手許に師輔関連の文書があったという事実は、次の『小右

記』長和五年（一〇一六）三月二日条によって確認することも可能である。

G 二日、丙午、（中略）、畿内・外国天神地祇奉幣、（中略）只可有^レ祝詞^レ歟、大納言公任、中納言行成、参議道方・朝経参会、撰^レ政被^レ取^下出九条丞相被^二部類^一文書上、（後略）⁶¹

道長は畿内・外国天神・地祇奉幣の際に祝詞があるべきと主張しているが、このとき「九条丞相」、すなわち師輔の「部類文書」なるものを取り出している。道長が師輔の記録類を所有しているという事実から考察すると、さきに挙げた史料も踏まえ、伊尹流に相承された記録類が行成によって道長に提供された可能性が指摘されるのである。

このように見ていくと、道長が上位者として行成から師輔の記録類等を接収したと解釈することも可能かもしれない。しかし、ここで念頭に置いておきたいのが、撰関家における故実形成の動向である。

撰関家の故実に関する研究で、第一に掲げなければならないのは竹内理三氏の論考である。竹内氏は、忠平によって成立・集成された撰関家の朝儀作法の故実が、その子息の実頼による「小野宮流」と師輔の「九条流」に分立し、そのうち道長が「九条流」の儀礼を基底として「小野宮流」と融合させ、新たに「御堂流」を形成したという説を提唱された⁶²。この竹内氏の説は、長らく通説として支持されてきた⁶³が、末松剛氏は『御堂関白記』に九条流故実を積極的に公事の典拠としたことを示す記事がみえないと指摘し、道長は特定の流派の故実にとらわれず、臨機応変に多様な故実を取り入れており、「御堂流故実」は後代の師実・師通らが政治的意図を持って道長の先例を集成したものという見解を示された⁶⁴。主に相撲節会の装束に関して検討を行った告井幸男氏は、道長が他説によらない新儀を創出しそれを周囲の貴族に強制していたとする。そのうえで、道長の故実の継承は、院政期に

摂関家の権威確立を目的としたものであると論じられた。⁶⁶⁾ 田島公氏は道長の外祖父である宇多源氏源雅信の存在に注目し、「小野宮流」、「九条流」の儀礼に加えて雅信の説や高明の「西宮流」をも取り込んだ新たな故実として形成されたものが「御堂流故実」であると述べられた。⁶⁶⁾

このように、近年では道長は「九条流」を基本にそれを再構築して「御堂流」を形成したのではなく、同時期に存在していた様々な故実を取り入れつつ臨機応変に公事を執り行っていたというのが実情であり、それが道長以来の摂関家の故実として体系化されたのは師実や師通の時期まで下るといふ評価で一致しつつあることがわかる。それを踏まえつつ、次の『権記』の記事を確認してみたい。

H 一日、丙寅、火収、(中略)丞相召^レ大外記善言朝臣^一、被^レ問^二今日見参有無等事^一、申云、先例厨家差^二膳饗^一、見参不^レ取、仰云、先例日記可^レ候^二陣者、左丞相不^レ被^レ参、右金吾・弼・垂将相公・匠作・三品参内、右金吾召^二外記五倫^一、問^二今日諒闇之間二孟句事^一、所^レ言同^二善言詞^一、即召^二日記^一、献^二天曆八年記^一、返給之後、金吾被^レ示^二厨家饗^レ令^レ差、余起^レ座、示^二右中弁^一、上達部暫起^レ座、差^レ饗了著^レ座、弁以下著^二廊座^一、二献汁、三献予起^レ座、参^二一宮御方^一、罷出、⁶⁷⁾

当時参議であつた行成は、道長(丞相)の要請で先例参勤のために「天曆八年記」(おそらくは師輔の日記)を一時的に提出している。しかしこの場面では、厨家が膳饗を供する際に見参を取るか否かに関する先例を公卿たちに募り、日記を陣座に留めるよう求めていることがわかる。このことから、日記・記録類の提供は、道長が特定の事例に対して広く先例を求めた行動の一環としてみることができるのである。

『権記』を通覧してみると、行成は道長に『後撰和歌集』の写本をしばしば奉呈していることがわかる。⁶⁸⁾ また『御堂関白記』を確認してみると、上下巻の「楽府」や「手跡一卷」が行成より贈られたという記事がみられ、行成から道長に対して、日記・記録類以外にも文書の贈与は頻繁に行われていたことが知られる。⁶⁹⁾ また、これらの事例をみると、道長は行成の所蔵する文書類だけでなく、能書家である行成の手跡そのものに対する関心もうかがえる。このように検討していくと、行成から道長への文書贈呈は、道長の「故実形成」を目的としたものと単純に評価することはできないのではないか。前述したように当事者間(特に道長)の関心の対象が師輔日記の記載内容にあつたことから考えても、師輔日記の提供は、道長の公事遂行と蔵書形成の一環とみるべきであり、その活動に対して行成は積極的に協力したと考えるべきだろう。

さきに触れた通り、行成は万寿四年(一一二七)十二月四日に急逝する。⁷⁰⁾ 奇しくも道長の病死と全くの同日であつた。それからわずか三ヶ月後にさきに述べたような故行成所有の師輔日記の頼通への奉上が行われたのである。ここで師輔日記を送った源経頼は、前述の通り行成の女婿であるが、この人物は道長の公事の師範であつた源雅信の孫にあたる。加えて、道長に嫁した雅信女の倫子所生の子が頼通であり、さらに頼通と経頼の個人的な関係も良好であつたことが知られる。⁷¹⁾ 経頼は行成とも道長・頼通とも非常に関係が深く、いわば両者の間を繋ぐ存在であつたといえる。この経頼は、師輔日記奉上の数日後にも、行成のもとにあつた藤原忠平(貞信公)と良房(忠仁公)、基経(昭宣公)、時平等の消息を同様に頼通に奉ったことを自身の日記に記している。⁷²⁾ これらの事例においても当事者間では故実云々よりも「手跡」への関心が強くうかがえ、前代の道長―行成の間の文書譲受

の関係と同様の性格がみられると考える。

ここまでの検討により、御堂流撰関家は道長・頼通の時期を通して藤原氏伊尹流相伝の記録類を獲得したことが確認できた。ただしこの段階における記録類の移動は、あくまでも公事遂行の用途や手跡収集といった意味合いが強いものであったと評価することが可能なのである。

第二節 撰関家記録類形成の意義

藤原忠実（師通の子）の言談を家司中原師元が収載した『中外抄』には、「仰云、日記ハあまたハ無益也、故殿仰ニハ、日記多レハ思交テ失礼をするなり、西宮・北山ニハ凡作法ハ不遇、其外家の日記の可レ入也、此三の日記たに有ハ凡不レ可ニ事闕、他家日記ハ全無益也、其故ハ撰政関白主上の御前にて腹鼓打と云とも不レ可レ用之故也、又日記ハ委ハ不レ可レ書也、人之失又不レ可レ書、只公事をうるハしく可レ書也、…」と記されており、忠実の祖父師実の認識として、先例故実の典拠としては源高明の『西宮記』、藤原公任の『北山抄』、そして「家の日記」があれば十分であり、「他家日記」は無益であるとされていたと語られている。⁽⁷⁵⁾

実際に忠実は自身の日記（『殿暦』）では道長と師実の日記を典拠として多用していたが、その多くは撰関としての行動の規範としての参勤であったことが大島幸雄氏によって指摘されている。⁽⁷⁶⁾さらに忠実は永久元年（一一三三）に文蔵を新造した際、わざわざ吉日を選んで最初に収蔵した文書が「御堂御記」、すなわち道長の日記であり、忠実の時期には父祖である道長以来の記録類が他の日記と比べて特別な意味を持つものと認識されていたことがうかがえる。

次に引用する史料は、『撰関家旧記目録』の名で知られる文書である。

I 「目録」 （端裏書）

一合 殿

御堂御記卅六卷 在二目録一、

葉子二結

九条殿口伝二卷

天曆御記四卷

故殿御記二卷

荷前記二卷

御堂御筆所充 「被レ入ニ家之朱銘箇ニ了、」（異筆）

叙位一卷

永久五年二月十日⁽⁷⁸⁾

右の史料については湯山賢一氏による分析がなされており、標記の文言の通り、「殿」箱と称される記録箱の目録及び入日記文書であり、「知足院御筆」と記された後筆の表紙外題の存在等から、永久五年（一一三三）に忠実の自筆によって作成されたという推論がなされている。⁽⁷⁹⁾史料の性格に関しては湯山氏の指摘に大きな誤りはないと考えられるが、目録に記された記録類の比定には一部問題があるように思われる。以下、多少の紙幅を割いて検討してみたい。

まず、「御堂御記卅六卷」は道長の日記、いわゆる『御堂関白記』とみて間違いないだろう。現存の『御堂関白記』は十四巻が残るが、『撰関家旧記目録』記載の巻数によると忠実の時代にはその倍以上の巻数が撰関家において所有されていたことが明らかになる。『殿暦』においては、道長の日記から一〇例ほどの引用が行われており、いずれの場合でも「御堂御記」という呼称が用いられている。

続く「葉子二結」について、湯山氏は道長自筆の歌集ではないかと思われ、見解を示されているが、これは果たして適切な理解なのであろうか。

『撰関家旧記目録』の記載順序を考慮すると道長に關係する文書である可能性は高いと考えられるが、判断材料に乏しく比定は困難といえる。ただし、『後二条師通記』に師通が師実から「小葉子二帖（寛弘抄）」なるものの下給を受けたという記事があることから、葉子に装丁された寛弘年間（一〇〇四～一〇一二）の道長の日記の抄出本が撰関家内に相伝されており、道長の自筆具注暦記に付随する文書として収蔵されたと考えることも可能ではないだろうか。

「九条殿口伝二卷」については、名称から推定すると九条殿師輔の教えを筆録した文書とみることができる。師輔の遺訓を記したものであることは『九条殿遺誠』という史料が知られるが、ほかに『小野宮故実旧例』に収載される「九条殿口伝」といったものも存在している。湯山氏はこのいずれについても二卷に成卷するには分量が不足しているとして退け、儀式書の『九条年中行事』を半年一巻に成卷したものと比定されている。しかし、「口伝」の名称が与えられた文書を儀式書にそのまま比定するのは多少強引な感があり、永久五年当時すでに現状の『九条殿遺誠』等が成立していたと疑いなくとらえる見方には問題がある。むしろ、現在の『九条殿遺誠』の内容を含めて師輔の言説がまとめられた文書が一定量存在しており、それに「九条殿口伝」の名称が与えられていたと考えるほうが穏当な評価といえるのではない。

「天曆御記」は村上天皇御記に比定するのが適当と思われる。忠実が永久年間の『殿曆』において、応和三年（九六三）に伊勢大神宮の仮殿遷宮が行われた例を「天曆御記」から引いていることが確認される⁽⁸⁾。本稿でもすでに指摘した通り、撰関家は師通の時期には世間に広

く流布していた村上天皇御記の一部のみを所有していたとみられるが、『撰関家旧記目録』記載の「四卷」という僅少な巻数から、忠実の時期においてもおおそ同様の状況であったと推測されるのである。ところで、『撰関家旧記目録』のこの場所に村上天皇御記の名が記されているのはいかなる意義があるのだろうか。村上天皇の治世は、醍醐天皇の治世と併せて聖代視され、この時期の朝儀が先例故実として珍重されていたのはよく知られているが、このように記録箱に収められた要因はそれだけではないと考える。村上天皇の治世においては、その多くの時期を実頼・師輔兄弟が政務を主導しており、特に当時太政官の筆頭であった実頼の日記を所有していない撰関家にとつてはそれに代わる位置づけの日記だったのではないだろうか。

次の「故殿御記二卷」に関しては、湯山氏は道長の時期を起点とした「故殿」、すなわち道長の父の兼家の日記であるという説を提示されている。しかし、兼家の日記が存在したことを示すような根拠は史料上では見当たらないことに加え、忠実の時代に作成された文書において兼家を特段の注記もなく「故殿」と呼称したという認識には少々無理があるのではないか。『殿曆』を通覧してみると、忠実の父である師通は「故二条殿」と表記されることが多いのに対して、単に「故殿」と表記する場合はほぼ祖父の師実を指している。『撰関家旧記目録』における「故殿御記」についても、師実の日記と考えるべきであろう。『殿曆』では師実の日記から二〇弱の引用例があり、忠実による先例引勘の際の最重要典拠であったと推定される。

「荷前記一卷」と「叙位一卷」については検討材料があまりに少なく詳細は不明とみなさざるを得ないが、他の日記において荷前や除目の別記が作成された可能性があることから、これも何らかの日記のうちの別記部分であると推測することもできる。「御堂御筆所充」は、

湯山氏の指摘の通り道長自筆の所充の定文であろう。このような記載順となっていることから考えると、「荷前記一卷」と「叙位一卷」は、現在は失われた道長日記の別記なのかもしれない。

ここまで改めて検討してきたように、永久五年に道長の日記を筆頭として師輔の口伝書、村上天皇御記、師実の日記といった文書が忠実によって「殿」箱に収蔵されたことが考えられる。ここで注目しておきたいのは、この『撰関家旧記目録』にそれまで重宝されていた師輔や行成の日記が含まれていないという点である。また、『殿暦』における師輔や行成の日記の引勘例も前代の『後二条師通記』と比較すると激減しており、これらは撰関家内において伊尹流記録類の扱いが変化したことを示す現象といえるだろう。

忠実の時期を画期として撰関家家記のあり方に変容がみられるようになる要因を考察する上で、注目されるのは嘉承二年（一一〇七）に鳥羽天皇が即位した際、天皇の生母苴子の兄である藤原公実が外戚として摂政の地位を望んだという出来事である。白河法皇はたいそう迷ったが、『愚管抄』によると、権大納言源俊明が法皇の御前で公実の主張を退けたことにより、ようやく前代の堀河天皇の関白であった忠実が摂政に任じられることが決まったという⁽⁸⁴⁾。この出来事は撰関の地位が御堂流藤原氏の系譜に定着する契機となった一方で、撰関と外戚の地位との分離が決定的となったという歴史的意義を有するものである。これに関して、天皇の後見者としての先例故実の知識を持っていなかったことが、公実が摂政の地位獲得に失敗した要因のひとつであるという指摘が樋口健太郎氏によってなされている⁽⁸⁵⁾。そもそも忠実が父の師通が承徳三年（一一〇九）に三十八歳で急逝したときいまだ若年で大臣にもなっておらず、祖父の師実も老齢で康和三年（一一〇一）には死没していたことから、藤氏長者としての政治的立場は非常

に弱いものとなっていた。このような歴史的背景を鑑みると、忠実が御堂流藤原氏の父祖の日記を珍重するようになった事情がみえてくる。道長や師実の日記は自身の系譜が代々撰関として公事を遂行してきた事実を示す文書であり、それらを集積することこそが撰関家の象徴として家記を可視化する行為であると評価できるのである。

小括

藤原行成は自身が相伝していた藤原氏伊尹流の記録類を道長に対してしばしば提供していた。この行為は、先例故実を広く参照して適切な次第を見極め、儀式を円滑に進行しようとする道長の姿勢や、道長による文書収集と関わる動きとして評価できる。また、道長・行成没後になって源経頼が頼通に行成所有の記録類を譲渡した出来事についても、同様の流れと考えられる。このようにして御堂流が獲得した伊尹流の記録類は、第一章で考察した通り、結果として師通による撰関家の「記録」形成の主たる典拠として活用されるようになったといえる。

一方で、藤氏長者となった当初から撰関家の弱体化という危機の中にさらされ続けていた忠実は、従来重宝されてきた師輔や行成など伊尹流の記録類ではなく、御堂流の父祖である道長や師実の日記を意識的に先例故実の典拠として利用し、それらを集積した文書群を形成した。この現象は忠実の時期を画期として撰関家家記のあり方が変化したことを示すものであり、換言すれば、撰関家の家記が故実参照のための実務的なツールから御堂流撰関家の象徴としての意味を含むものへと徐々に移り変わっていったということが明らかになるのである。

おわりに

日々筆録される「日記」を後代の故実参照に堪えうる「記録」に変換するという試みは、忠平の「日記」を整理・編纂した実頼の活動にその萌芽をみることができる。標目的な具注暦記と、儀式次第などを詳細に記録した別記を並行して作成するという筆録手法の規範を確立させた師輔の「日記」は、紆余曲折ありながらもその嫡子伊尹の子孫の行成に継承された。そして行成は師輔の嫡流として、その生涯にわたって「記録」の作成に励んだのである。当時藤原氏北家の故実学は実頼系統の小野宮流と師輔系統の九条流の両流に分立しており、朝政の主導権を掌握した道長はその両流を代表とする多様な故実を参考として時宜に即した所作や次第を選択することで複雑化していた儀礼の遂行に努めていた。公卿昇進以降の行成は、ともすれば「迎合」とも評されるほど道長への接近を強めていたとされるが、実態としては道長は九条流故実の正当な後継者として行成に頼る所が多く、行成自身もそれに対して積極的に協力したという一面があったのではないだろうか。このような活動の中で、道長やその後継者である頼通のもとに師輔や行成の「記録」がわたり、のちの師通は自身の遠祖である師輔以来の九条流の規範として、それらを特に重視して利用していた。

摂関家において、父祖の日記を意識的に尊重するという考え方が確立したのは、御堂流藤原氏の摂関としての立場が問われつつあるさなかにあった忠実の時期である。天皇外戚の地位を失った忠実は、摂関としてのアイデンティティを保証する手段として、道長以来の「御堂流家記」を整備して意識的に用いるようになった。これは、実用的なツールであった摂関家家記に対して象徴的な意味が付与され始めたことを意味するのである。

この論考に先立ち、家記形成の問題と「日記の家」論とは一旦切り離して考察すべきという見解を示した。松蘭氏の一連の研究では、家記を保有する貴族の家のことを「日記の家」として定義するものであり⁸⁶、したがって摂関家についても氏によれば「日記の家」と規定されるのはさきに触れた通りである。しかし、実際に史料上において「日記の家」と定義されるのは、藤原氏小野宮家資仲流⁸⁷や桓武平氏高棟流⁸⁸に限定される。彼らの共通点として、摂関などの上位者による諮問に対して所有する家記から先例故実を検索し、情報を提供するといった活動が挙げられる。「日記の家」という概念はこういった職能と付随するものとして論じられるべきではないだろうか⁸⁹。

道長や頼通の筆録した記録類が「日記」として留められたのに対して、行成は師輔や自身の「日記」の「記録」化を志向したというような相違が生じた要因は、行成が長年にわたって職事弁官を経験したという点にあるのではないかと筆者は考える。情報の参照に都合の良い部類記や行事書、そして「記録」の作成は、公事の実務担当者として活動した際の知見を活用して行われたものと考えることが可能である。師通の段階に至って摂関自身による「日記」の「記録」化が実施されたのは、こういった実務系貴族による活動が家司等を通じて摂関家に流れ込んだものと評価できるのではないだろうか。

忠実による父祖の日記の意識的な利用と集積といった行動についても、その目的としては自身に連なる系譜の摂関としての職能の所在の明確化といった点に主眼が置かれていると想定される。これは当然ながら、史料上における「日記の家」の活動とは異なった次元のものである。このように考えていくと、摂関家による一連の家記形成は、「日記の家」という史料語と直線的に結びつけることはできないといえるのである。

本稿では、道長から師通・忠実に連なる撰関家の家記形成という問題を主題とした都合上、主たる検討対象は撰関家（御堂流藤原氏）と関係の深い伊尹流藤原氏を中心としたものにとどまり、質・量ともに撰関期屈指の規模を誇る『小右記』や、その記主実資と小野宮流藤原氏周辺に関する検討を行うことはかなわなかった。しかし、近年の史料学的研究成果により、現存の『小右記』は記主実資の「日記」のみならず、別記、公任・懷平・資平からの書状、さらには公文書を由来とする記事が複雑に組み合わせられており、いわば小野宮流藤原氏全体を記録主体とするものであった可能性が示唆されている⁹⁰。これは小野宮流における「記録」作成の様相を示す興味深い指摘ということにとどまらず、細かな方法に相違があるものの、「記録」作成活動が同時代の貴族社会において広く行われる事業であった可能性を示すものといえるだろう。

注

- (1) 斎木一馬 a・b『古記録の研究』上・下（斎木一馬著作集1・2、吉川弘文館、一九八九年）、c『古記録学概論』（吉川弘文館、一九九〇年）。
- (2) 山中裕 a『平安時代の古記録と貴族文化』（思文閣出版、一九八八年）、b『古記録と日記』（同氏編『古記録と日記』上巻、思文閣出版、一九九三年）。
- (3) 尾上陽介『「民経記」と暦記・日次記』（五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年）、遠藤珠紀『「兼仲卿記」にみる暦記の特質』（『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年所収、二〇〇八年初出）、三橋正『古記録文化論』（武蔵野書院、二〇一五年）第一部「古記録文化論」など。
- (4) 松蘭齊 a『日記の家—中世国家の記録組織—』（吉川弘文館、一九九七年）、b『王朝日記論』（法政大学出版局、二〇〇六年）。
- (5) 松蘭齊「撰関家」（前掲注(4) a書所収、一九九三年初出）。
- (6) 松蘭氏前掲注(5) 論文、二〇六—二〇七頁。

- (7) 松蘭氏の一連の研究では、直接の父祖の日記を特に「狭義の家記」という語でしばしば表現されている。
- (8) 相田二郎『日本の古文書』上（岩波書店、一九四九年）。
- (9) 『東大寺文書』天喜四年（一〇五六）四月廿三日事発日記（『平安遺文』七九七）など。
- (10) 『愚昧記』紙背久安二年（一一四六）七月十一日勘問日記（『平安遺文』二五四三）など。
- (11) 『根岸文書』治暦二年（一〇六六）九月十二日「下用御倉雜物日記」（『平安遺文』一〇一一）など。
- (12) 米田雄介「日次記に非ざる「日記」について—『平安遺文』を中心に—」（『撰関制の成立と展開』吉川弘文館、二〇〇六年所収、一九七〇年初出）。
- (13) 和田英松「日記に就いて」（『史学雑誌』二四—一〇、一九二三年）、田山信郎「記録—特に平安朝の日記に就いて」（『史学会編『本邦史学史論叢』上、一九三九年所収、一九三四年初出）、玉井幸助『日記文学概説』（目黒書店、一九四五年）、斎木一馬「日記とその遺品」（前掲注(1) a書所収、一九七九年初出）など。
- (14) 小島小五郎「儀式と公家日記との関係—平安朝日記流行に関する一考察」（『史学研究』五五、一九五四年）、岩橋小彌太「記録概説」（『上代史籍の研究』第二集、吉川弘文館、一九五八年）、土田直鎮「古代史料論（二）記録」（『岩波講座日本歴史』別巻二、岩波書店、一九七六年）など。
- (15) このほか、九世紀以前にも個人の日記は一定数存在していたが、国史編纂の材料として吸収され早期に消滅したため残存しなかったとする説も唱えられている。黒板勝美「我が国日記の沿革を述べて馬琴翁の日記鈔に及ぶ」（『虚心文集』第六卷、一九四〇年所収、一九一一年初出）、山中裕「日記の種類と起源」（前掲注(2) b書所収）など参照。
- (16) 天理図書館所蔵・九条家旧蔵。
- (17) 『貞信公記抄』天慶二年（九三九）十二月廿五日条に「乙兄（師輔）於三法性寺—為三我修仏事—、造仏写経、昼読経、夜仏名、（私記、是嚴問（問カ）所為也）」と記されており、「嚴問」は父の意であることから、注記は忠平の子息によるものであることが推測される。さらに同天曆二年（九四八）二月十九日条に「左大臣（実頼）始参入、定「奉殿下人」、（去年数子亡逝、有レ所「恥思」久不参入、私記）」とあり、実頼は前年に子息の敦敏・述子・女子（源高明室）に先立たれていることから、「私記」は実頼の筆であることがわかる。桃裕行『「北山抄」と「清慎公記」』（『古記録の研究』上（桃裕行著作集第4巻）、思文閣出版、一九八八年所収、一九七四年初出）

参照。

- (18) 桃裕行氏前掲注(17)論文、山下克明「『貞信公記』と暦」(『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、一九九六年所収、一九八四年初出)。

- (19) 吉凶を示す暦注を備えた暦。十世紀頃に各暦日条の間に空欄(間明)が出現し、平安中期以降に具注暦の間明や余白、暦の裏面などに日記を記すようになった(具注暦記(暦記))。これが貴族漢文私日記の原態と考えられている。桃裕行「暦」(『暦法の研究』上(桃裕行著作集第7巻)、思文閣出版、一九九〇年所収、一九七四年初出) 参照。

- (20) 忠平日記における別記の存在は『貞信公記抄』天慶三年(九四〇)六月十八日条の藤原純友の反乱に際した純友の士卒追捕の記事における「自余在別」の文言や、天暦二年(九四八)三月卅日条の村上天皇からの諮問に関する記事における「其旨在別記」などから示唆される。

- (21) 内閣文庫所蔵。

- (22) 天理図書館所蔵・九条家旧蔵本と宮内庁書陵部所蔵本が現存。

- (23) 古写本は陽明文庫所蔵。新写本として宮内庁書陵部所蔵鷹司本が伝わる。

- (24) 全五紙で第一紙と第二紙以下が分割されており、それぞれ個人所蔵。

- (25) 山中裕「九暦」と「九条年中行事」(前掲注(2)) a書所収、一九七四年初出。

- (26) 例として、天暦三年(九四九)正月二日条があげられる。『九暦抄』の記事は「十二日、巳時甘栗勅使文実来、給_レ禄如_レ例、午刻上達部来、懋以_二府中将義方朝臣_一為_二請客使_一、申刻尊者光臨、拜礼如_レ昨、初献_予勸_二尊者_一、中務卿親王勸_二大納言_一、依_二殿御惱_一、不_レ及_二数盃_一、早事了、尊者被物・引出物如_レ昨、垣下親王同_レ昨、即参殿、陪_二從五位六位_一同_レ昨、」(傍線は筆者による)、『九条殿記』「大臣家大饗」部の記事は「十二日、巳時甘栗勅使文実来、給_レ禄如_レ例、午刻上達部来、懋以_二府中将義方朝臣_一為_二請客使_一、申刻尊者光臨、拜礼如_レ昨、初献_予勸_二尊者_一、中務卿親王勸_二大納言_一、」となっている。『九暦抄』の傍線部は『九条殿記』の記述とはほぼ一致しており、『九暦抄』の記事の方がより詳細になっていることがわかる。

- (27) 栗本陸氏は『九暦抄』と『九条殿記』はともに師輔の「日記」(本記と別記から構成される「原九暦」)をもとに作成したものとする説を、三橋正氏は『九暦抄』は師輔日記の本記、『九条殿記』は師輔日記の部類形式の別記をもとにしたものであるとする説をそれぞれ主張されている。しかし、栗木氏が『九条殿記』のうち師輔の別記を原典とするのは「五月節」天暦七年(九四四)記に限られており、祖本の構成に大きな偏りがあることや、二つの形態を持つ「原九暦」の集成により取って『九暦抄』と『九条殿記』と

いう別系統の記を作成する意義が見出し難いことから、師輔の「日記」の別記と『九条殿記』を区別して考える栗木氏の説明には従い難い。一方、三橋氏の説のうち部類記そのものが別記であったとする見解は傾聴すべきところであるものの、一般に具注暦記である本記と具注暦記に記載できない詳細な事項を書き記すことが多い別記との関係を考慮すると、前掲注(26)で示したような天暦三年正月二日条の記事の関係を三橋氏の説では十分に説明できないのではないだろうか。栗本陸「『九暦抄』『九条殿記部類』成立考―編者藤原行成説の提唱―」(『古文書研究』第五四号、日本古文書学会、二〇〇一年)、三橋正「古記録文化の形成と展開―平安貴族の日記に見る具注暦記・別記の書き分けと統合―」(前掲注(3))書所収、二〇一四年初出) 参照。

- (28) 師輔の死没は天徳四年(九六〇)五月四日であるが、『九暦抄』の下限は天徳四年五月二日条、『九条殿記』の下限は「大臣家大饗」部天徳四年正月十四日条である。

- (29) 頭書、朱書の暦注、裏書など。

- (30) 自筆本・古写本ともに陽明文庫所蔵。

- (31) 傍証としては、一一世紀後半頃の成立とされる『御堂関白記』古写本第十二巻所載「入道殿御暦目録」にみえる道長日記の巻数と、後述する永久五年(一一一七)二月十日付の『撰関家旧記目録』(史料I)にみえる巻数がほぼ一致しており、具注暦記以外の存在を見出し難いことがあげられる。

- (32) 倉本一宏「古記録の裏書について―特に『御堂関白記』自筆本について―」(同氏編『日記・古記録の世界』思文閣出版、二〇一五年)等を参照。

- (33) それぞれの逸文の状況については、実頼日記は桃裕行氏前掲注(17)論文、渡辺滋「冷泉朝における藤原実頼の立場―『清慎公記』逸文を中心に―」(『日本歴史』七八七、二〇一三年)、頼通日記については木本好信「院号定部類記所収日記逸文(拾遺・覚書)」(『国書逸文研究』七、一九八一年)、大島幸雄「藤原頼通とその日記」(『史聚』二九、一九九五年)、教通日記については大島幸雄・木本好信「『二条内府記』逸文」(『拾遺・覚書』(『国書逸文研究』七、一九八一年)、大島幸雄「藤原頼通とその日記」(『史聚』一〇、一九七九年)、大島幸雄「藤原頼通と『二条記』」(『平安後期 散逸日記の研究』、岩田書院、二〇一六年)に詳しい。また、師実日記は『歴代残闕日記』に四日分の記事が所収されている。
- (34) 自筆本・古写本・新写本(予楽院本)はいずれも陽明文庫所蔵。転写本は宮内庁書陵部、内閣文庫、東山御文庫等に所蔵。
- (35) 中九貴史「『後二条師通記』論―平安朝「古記録」というテクスト―」第I

- 部「『後二条師通記』生成論」(和泉書院、二〇一九年所収、二〇〇七(二〇一四年初出)。
- (36) 中丸貴史「語りと筆録―記さざる人・頼通の言説―」(中丸氏前掲注(35)書第三部「古記録」の論理)所収、二〇〇九年初出。
- (37) 坂本賞三「村上源氏の性格」(古代学協会編『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)、木本好信「『土右記』と源師房」(『平安朝日記と逸文の研究』桜楓社、一九八九年)、細谷勘資「村上源氏の台頭と儀式作法の成立」(『中世宮廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二〇〇七年所収、一九九三年初出)、木本久子「御堂流撰関家における源師房の位置づけ」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』七、二〇〇八年)参照。
- (38) 『長秋記』元永二年(一一一九)五月十一日条。
- (39) 『権記』長徳四年(九九八)三月廿八日条。
- (40) 『権記』長徳四年(九九八)七月十三日条。
- (41) 歴史学の立場からの評伝は、黒板伸夫『藤原行成』(吉川弘文館、一九九四年)、同「藤原行成とその周辺」(『平安王朝の宮廷社会』吉川弘文館、一九九五年)、清水潔『藤原行成』(皇學館大学出版部、一九九六年)、関口力「撰関時代における貴族子弟の動向(二)」(『撰関時代文化史研究』二〇〇七年所収、二〇〇五年初出)などがある。
- (42) 宮内庁書陵部所蔵。
- (43) 『権記(増補史料大成)』解題(矢野太郎氏執筆、臨川書店、一九三九年)他。
- (44) 『権記』長保二年(一〇〇〇)正月廿八日条。
- (45) 『立后雑事抄』所載『権記』長保二年(一〇〇〇)正月廿八日条逸文。
- (46) 宮内庁書陵部所蔵、柳原家旧蔵。
- (47) 東山御文庫所蔵。
- (48) 東山御文庫所蔵。
- (49) 西本昌弘編『新撰年中行事』所収同氏執筆解題(八木書店、二〇一〇年)。
- (50) 『権記』寛弘八年(一一〇一)十二月廿六日条。傍線は筆者による。
- (51) 『権記』寛弘八年(一一〇一)三月十六日条。傍線は筆者による。
- (52) 『小右記』正暦四年(九九三)略本十一月一日条。傍線は筆者による。
- (53) 『諸寺縁起集(図書寮叢刊)』所収。
- (54) 高橋康夫「桃園・世尊寺」(臈谷寿・加納重文・高橋康夫編『平安京の邸第』望陵舎、一九八七年所収、一九八三年初出)。
- (55) 屋敷地と日記の関係については、藤原氏勤修寺流の藤原為隆(一〇七〇、一一三〇)の日記『永昌記』の呼称が為隆の邸宅の所在地に由来するとい

- う事例などが、一例として想起される。勤修寺流の記録類は、室町期にはその子孫の甘露寺家に伝来するが、甘露寺房長(？一四三二)の隠居後にその子息親長(一四二四一五〇〇)の後見を務めていた房長の甥忠長(二三九四一四三六)が一時的に管理した後、忠長の母がそれを親長に渡すことなく諸方に売却してしまい(『建内記』永享十一年(一四三九)六月九日条)、親長はその後改めて家記を整理し直したことが知られる。このような事例からも、記録類の所在は、権力者への献上などといった特殊な事例を除いて、本来は屋敷地の帰属に付随することが一般的であった可能性が考えられる。丸山裕美子「甘露寺親長の『遷幸部類記』について―『小右記』『春記』『江記』逸文紹介―」(『史学雑誌』一〇五―八、一九九六年)、井原今朝男「廷臣公家の職掌と禁裏小番制―甘露寺親長を事例に―」(『室町廷臣社会論』塙書房、二〇一四年所収、二〇〇八年初出)、同「甘露寺親長の儀式伝奏と『伝奏記』の作成―室町後期における公家官制史の一考察―」(井原氏同書所収、二〇〇九年初出)参照。なお、本事例の存在については谷徹也氏に「ご教示いただいたものである」。
- (56) 栗原弘「藤原行成家族の葬送・追善仏事・忌日について」(『名古屋文理大学紀要』四、二〇〇四年)
- (57) 『権記』長保三年(一〇〇二)八月廿三日条、寛弘七年(一〇一〇)六月廿日条など。
- (58) 『左経記』万寿五年(一一二八)二月二日条。傍線は筆者による。
- (59) 『権記』長保四年(一〇〇二)正月廿八日条の記述から、「九条殿天暦四年御日記上巻」を所有していたことが分かる。
- (60) 源高明編の『西宮記』については、道長の妻室に高明女の明子(高松殿)があり、明子を通じて道長・頼通が藤氏長者の地位に定着する以前から御堂流撰関家のもとに保有されるようになったと指摘されている。山中裕「公家日記と年中行事儀式―忠平・師輔を中心にして―」(『天理図書館善本叢書月報』五〇、一九八〇年)他参照。
- (61) 『小右記』長和五年(一一一六)三月二日条。傍線は筆者による。
- (62) 竹内理三「口伝と教命―公卿学系譜(秘事口伝成立以前)―」(『貴族政治の展開』角川書店、一九九九年所収、一九四〇年初出)。
- (63) 山中裕「『御堂関白記』と儀式行事」(前掲注(2) a 所収、一九七八年初出)、臈谷寿「日本古代における「貴族」の概念」(村井康彦編『公家と武家』思文閣出版、一九九五年)。
- (64) 末松剛「撰関家の先例観―御堂流故実の再検討―」(『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年所収、一九九九年初出)。

- (65) 告井幸男「撰関期の有職故実―御堂流の検討から―」(『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五年所収、二〇〇一年初出)。
- (66) 田島公「公卿学系譜」の研究―平安・鎌倉期の公家社会における朝儀作法・秘事口伝・故実の成立と相承―(同氏編『禁裏・公家文庫研究 第三輯』思文閣出版、二〇〇九年)。
- (67) 『権記』長保四年(二〇〇二) 四月一日条。傍線は筆者による。
- (68) 『権記』寛弘五年(二〇〇八) 八月十五日条、寛弘七年(二〇一〇) 六月十九日条、寛弘八年(二〇一一) 十二月十六日条など。
- (69) 『御堂関白記』寛弘元年(二〇〇四) 八月廿三日条、同九月七日・十五日条、寛弘二年(二〇〇五) 正月八日条など。
- (70) 道長は特に寛弘年間においては書籍収集に非常に執心しており、この時期を中心として行成以外にも居貞親王や藤原兼隆(道兼子息)など様々な人物が道長に書物を提供していたことが知られる。飯沼清子「寛弘年間の道長と元白集」(『源氏物語と漢世界』新典社、二〇一八年所収、一九八八年初出) 参照。
- (71) 『小右記』万寿四年(二〇二七) 十二月四日。
- (72) 清水潔「『西宮記』と源経頼の故実学」(『神道体系月報』一一五、一九九三年)。
- (73) 『左経記』万寿五年(二〇二八) 二月十六日条。
- (74) 『中抄』上 八三。
- (75) 同史料の引用部分以降では、小野宮関白(実頼)とは異なり九条殿(師輔)が日記を秘さなかったことにより子孫が栄えたこと、「部類抄」が優れていることなどといった認識が記されている点も興味深い。
- (76) 大島幸雄「『殿暦』に見る日記と先例」(『史聚』四六、二〇一三年)。
- (77) 『殿暦』永久元年(一一一三) 六月七日条。
- (78) 『撰関家旧記目録』(陽明文庫所蔵)。
- (79) 湯山賢一「『撰関家旧記目録』について」(『古文書研究』六六、二〇〇八年)。
- (80) 『後二条師通記』康和元年(二〇九九) 二月一日条。
- (81) 『殿暦』永久二年(一一一四) 九月六日条。
- (82) 実頼の日記(『清慎公記』)は記主の没後、孫の実資と公任に継承され、両者が共有していたと考えられる。火災により焼失してしまったり、公任が儀式書の素材として利用した際に一部を破断してしまったりといった要因によって多くの部分が消滅した(『小右記』長和四年(二〇一五) 四月十三日条、同寛仁四年(二〇二〇) 八月十八日条)が、一部は実資の手許に

残ったと考えられる。実資の養子資平の曾孫であり小野宮流最後の公卿となった資信は、久安三年(一一四七)に鳥羽法皇に対して実頼の日記を献上したことが確認される(『台記』久安三年七月十九日条)。一方で道長以下の御堂流が実頼の日記をまとめた分量で所有していたことを示す史料はなく、道長・師通・忠実が先例引勘に利用した日記の中にも含まれないことから、実頼の日記は御堂流に伝わっていなかったことが理解されるのである。

- (83) 藤原師輔の『九条殿記』には「荷前事」という部類項目があり、これが荷前の別記である可能性も否定できない。源経頼の『左経記』(九条家旧蔵本)には日記と附載の目録との間に一致しない項目があり、特に除目に関する記事は附載目録に存在が明記されているにもかかわらず日記にみえないという例が多いことから、現存しない除目の別記が存在したと推測することが可能である。

- (84) 『愚管抄』巻四。

- (85) 樋口健太郎「中世前期の撰関家と天皇」(『中世王権の形成と撰関家』吉川弘文館、二〇一八年所収、二〇一四年初出)。

- (86) 松蘭齊「日記の家」の概念化」(前掲注(4) a書所収、一九八五年初出) 一八頁、同「貴族社会と家記」(前掲注(4) a書所収、一九八五年初出) 二七頁参照。

- (87) 『中右記』寛治五年(二〇九二) 十一月十二日条、同康和五年(一一〇三) 正月十六日条。

- (88) 『今鏡』すべらぎの下、第三。

- (89) 高橋秀樹氏は、「日記の家」の定義が適用されるのは、家記に基づく先例勘申と主家の中での日記執筆という職能を有した十二世紀半ばの撰関家家司クラスの家に限定すべきという見解を示されている。高橋秀樹「古記録入門」(東京堂出版、二〇〇五年) 参照。

- (90) 倉本一宏「平安貴族社会における文化的規範意識の変容」について(二〇二〇年度日本史研究会大会報告批判)」「(『日本史研究』七〇四、二〇二一年)。

〔付記〕本稿の執筆に際し、美川圭先生には多大なる御指導・御教示を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

(本学大学院博士前期課程修了生)